

1. 大阪府地域福祉支援計画

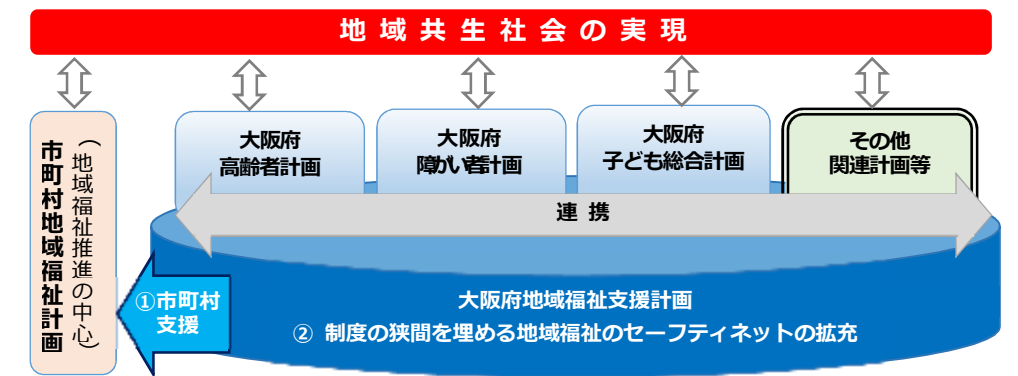
地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組みを支援すること等により、府内の地域福祉の推進を図る。また、高齢や障がい等の福祉サービスや、教育・医療等の他分野との連携及び民間企業、社会福祉法人・施設、NPO法人等との公民協働を一層進めることにより、孤立の防止や制度の狭間を埋めていき、地域福祉のセーフティネットの充実・強化をめざす。

■位置づけ：社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画

- ① 地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
- ② 各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める。

■地域福祉推進に向けた原則：① 人権の尊重と住民主体の福祉活動 ② ソーシャル・インクルージョン ③ ノーマライゼーション

《地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）》



2. 第4期計画の概要

基本視点：① 複合化・複雑化した地域生活課題への対応 ② 「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進
③ 地域の実情に応じた地域福祉の推進

計画期間：令和元年度から令和5年度まで（令和3年度に中間見直し）

重点取組と目標・指標：下線部分は令和3年度に中間見直しを行った箇所

施策の方向性	重点取組	主な目標・指標
(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充	① 市町村と連携したセーフティネットの拡充 ▶ 市町村における包括的支援体制の構築 ▶ 地域づくり、新たな地域福祉活動の開発 等 ▶ CSW 設置促進・資質向上等・関係機関の連携協働促進 ② 生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実 ▶ 生活困窮者への支援 ▶ 子どもの貧困 ▶ 就労支援など ▶ 様々な課題への対応（ひきこもり・ヤングケアラー支援、孤独・孤立対策等） ③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ▶ 避難行動要支援者名簿の更新・利活用 ▶ DWAT の設置	◆CSW 配置人数 ◆重層的支援体制整備事業及び移行準備事業の実施自治体数 ◆生活困窮者自立支援制度の努力義務事業実施自治体数 ◆「ひきこもり支援ネットワーク」の構築自治体数 ◆災害時安否確認の方法等
(2) 地域における権利擁護の推進	① 虐待やDV 防止に向けた地域における取組の推進 ▶ 虐待・DV の理解促進 ▶ 相談機能の強化・連携 等 ② 成年後見制度等の利用促進 ▶ 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ▶ 担い手確保 ③ 消費者被害等の未然防止	◆地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ◆成年後見制度の担い手確保 ◆日常生活自立支援事業の待機者数
(3) 地域福祉を担う多様な人づくり	① 地域づくりにつながる人づくり ▶ 人材育成・機会創出 ▶ 福祉・ボランティア教育 等 ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ③ 介護・福祉人材の確保 ④ 教育・保育人材の確保	◆介護・福祉人材の確保 ◆教育・保育人材の確保
(4) 地域の生活と福祉を支える基盤強化	① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進 ▶ 住宅確保要配慮者への居住支援 ▶ 福祉有償運送の振興 等 ② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 ▶ 地域生活定着支援センターの理解等促進 等 ③ 社会福祉協議会に対する活動支援 ④ 福祉基金の活用・推進 ⑤ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上 ⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査	◆居住支援協議会の設置 ◆モデル事業の実施と「地方再犯防止推進計画」の策定等
(5) 市町村支援	① 地域の実情に合わせた施策立案の支援 ▶ 大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の有効活用 ▶ 施策立案支援 ② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援	◆改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定

3. 第5期計画の方向性

改定方針：各種制度や施策の全体像を俯瞰できるよう、①包括的支援体制を軸に整理し、②整理した体系をベースに計画全体を組み直した上で、③新たな施策展開を示す。

計画期間：令和6年度～

重点取組（案）

(1) 包括的支援体制の整備に向けた市町村支援の充実

①多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の整備に向けた取組み

- ▶ 市町村の取組状況に合わせた研修会の開催のほか、専門的知見を有するアドバイザー等の派遣による市町村ごとに異なる課題に対応した伴走支援の実施
- ▶ 多様な主体が参画するプラットフォームの市町村域での構築を進めるため、市町村、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人・施設等への働きかけ

＜参考＞府内市町村の R5 年度の状況：重層的支援体制整備事業実施市町村数 11市町
同事業への移行準備事業実施市町村数 7市町村

(2) ポストコロナに対応した生活困窮者支援と新しい地域福祉活動

① 顕在化した生活困窮者層への支援

- コロナ禍で顕在化した相談者層の多様化、課題の複雑化に対応できるよう発見・見守り・つながりの強化を図る。
- ▶ 課題を抱える世帯の発見に向けて、生活福祉資金（特例貸付）の償還案内に相談希望票を同封し、希望者には自立相談支援機関へのつながりを実施

② 地域福祉活動の ICT 化の定着

オンラインでの交流、動画の配信、リモートによる介護予防体操の教室開催など、対面での交流ができなかったコロナ禍の取組みを共有し、つながり続けられる地域福祉活動の仕組みを定着させる。

(3) 孤独・孤立対策等の様々な福祉課題への対応

ひきこもり、ヤングケアラーへの支援としてプラットフォームの整備を促進しており、孤独・孤立についても、令和4年度は、庁内推進体制（関係課長会議）及び大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォームの設置などに取り組み、令和5年3月に「大阪府孤独・孤立対策推進指針」を策定した。

今後は、国が作成する重点計画を踏まえつつ、居場所などつながり続けられる場の確保、既存施策を活用した支援体制の整備のほか、行政だけでなく民間企業や社会福祉法人・施設、NPO 法人等と連携を進める。